

令和元年度第4回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和元年7月18日

場所 十和田市役所本館4階大会議室

令和元年度第4回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館4階大会議室
2. 開 会 日 時 令和元年7月18日(木) 午後2時01分
3. 閉 会 日 時 令和元年7月18日(木) 午後2時39分

4. 出席農業委員(17名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	8番	中野渡稔君
9番	北上稔君	10番	國分弘志君
11番	甲田稔君	12番	豊川洋人君
13番	小川正孝君	14番	新屋敷より子君
15番	杉山秀明君	16番	中野均君
17番	米田一典君	18番	山崎誠一君
19番	力石堅太郎君		

5. 欠席農業委員(1名)

7番 野崎さち子君

6. 欠員農業委員(1名)

1番

7. 会議に付した案件

報告第19号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第20号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第21号	農地の転用事実に関する照会について

報告第22号	農地等の現況について（裁判所）
報告第23号	農地等の現況について（十和田市）
報告第24号	農用地利用配分計画の認可について
議案第24号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第25号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第26号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第27号	農地転用事業計画変更承認に係る意見について
議案第28号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第29号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第30号	農業者年金加入推進部長の選任について

9. 議事録署名委員

13番 小川正孝君 14番 新屋敷より子君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	今泉卓也	事務局次長	高橋克彦
事務局農地係長	越田守	事務局振興係長	根岸優一
事務局主査	山崎和也	事務局主査	中野渡礼央
事務局主査	椛木信人	事務局主査	吉田武範

11. 書 記

事務局主査 山崎和也

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、7番 野崎 さち子 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和元年7月8日に告示招集いたしました、令和元年度第4回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。13番 小川 正孝 委員、14番 新屋敷 より子 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には、山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第19号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第19号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページは農地法によるもので、19番、20番のどちらも別の方へ貸借予定です。3ページ、4ページは中間管理事業によるもので、8番と10番は借人の変更、9番と11番は賃貸借から使用貸借へ変更で、協力金ありです。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第19号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第20号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）5ページをお願いいたします。報告第20号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。6ページから9ページになります。今回は11件で全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。23番は一部を自ら耕作、一部を農地として管理、ほかを貸借中です。24番は畑を農地として管理、田は貸借中です。25番は貸借中です。26番は自ら耕作するものです。27番は農地として管理するものです。28番は一部農地として管理、他は自ら耕作するものです。現況の一部は宅地及び湖沼です。29番は一部貸借中、ほかを農地として管理するものです。30番は農地として管理、現況の一部は公衆用道路です。31番は農地として管理、32番は自ら耕作、33番は農地として管理、現況の一部は宅地です。なお、相続を受けた農地の一部が、農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第20号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第21号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）10ページをお願いします。報告第21号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。11ページです。今回の照会件数は6件8筆で、現地調査は7月8日に実施し、法務局への回答は7月10日に行っております。13番は東小稲会館から南に150メートル先の小嶋ガラス店西側敷地です。昭和17年と昭和56年建築の倉庫が建っていることから、非農地と回答。14番はDCMサンワ十和田店の南側駐車場です。平成8年に駐車場として5条転用許可を受け、完了確認も受けていることから、非農地と回答。15番はみちのくクボタ十和田南店の北側です。昭和43年建築の住宅が建っていることから、非農地と回答。16番は六日町生活改善センターから東へ約500メートル先の所です。昭和56年建築の住宅が一部はみ出して建てられ、残りは樹木が植栽された庭となっていることから、非農地と回答。17番は伝法寺地区農村会館の北側に位置します。①は40年ほ

ど前に杉が植林され農振除外済み、②も雑木林となっていることから、非農地と回答。18番はサンデーホームマート十和田湖店の南側です。建築年不明の農機具格納庫と牛舎が建てられていることから、非農地と回答。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第21号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第22号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）12ページをお願いいたします。報告第22号、農地等の現況について、裁判所。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。13ページです。今回は1件で、現地調査は7月8日、裁判所への回答は7月9日に行っております。②は旧4号線沿いのカワダ食品十和田工場の西側です。先月の第3回総会の報告第16号の③と④の間に挟まれた土地で、地目が雑種地だったことから遅れて照会があったものです。一帯的に農地として適切に管理されていることを裁判所へ回答。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第22号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第23号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）14ページをお願いいたします。報告第23号、農地等の現況について、十和田市。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。15ページです。今回の照会件数は5件11筆で、現地調査は7月8日に実施し、市への回答は7月11日に行っております。2は牧草が作付され適切に管理されていることから、農地と回答。3は①は雑木林、②は森林の様相を呈していることから、非農地と回答。4は①②共に水稻が作付され適切に管理されていることから、農地と回答。5は①②共に水稻が作付され適切に管理されていることから、農地と回答。6は①～④共に水稻が作付され適切に管理されていることから、農地と回答。なお、②③は賃貸借がされています。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第23号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第24号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）16ページをお願いいたします。報告第24号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。平成30年度第12回総会議案第72号及び平成31年度第1回総会議案第3号で承認されたものです。農地利用配分計画の許可日は令和元年6月26日です。新規が61件、再設定が8件になります。17ページから28ページです。賃借権は右上の合計が41件182筆42町歩です。期間が3年が2件、4年が1件、5年が8件、6年が2件、7年が3件、8年が1件、10年が23件、20年が1件です。29ページから37ページです。使用貸借は右上の合計が28件128筆30町歩です。期間が3年が4件、5年が5件、6年が1件、10年が18件です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第24号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は北上班長、小笠原委員、新屋敷委員の3名です。7月8日に現地調査及び市役所別館3階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時16分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時17分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第24号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）38ページをお願いいたします。議案第24号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は39ページから41ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。9番 北上 稔 委員、お願いいたします。

報告委員（北上稔君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計8件で、このうち所有権移転が5件、賃借権設定が2件、使用貸借による権利の設定が1件となっています。まず所有権移転ですが、39ページの申請番号30番と31番は相手方要望による売買です。32番から40ページの34番までは贈与で、ともに親から子へ贈与するものです。41ページは賃貸借です。申請番号25番から27番は労力不足により貸借するもので、25番と26番は賃借で、27番は使用貸借です。これらの申請の許可要件についてですが、所有権移転の30番から34番までと、賃借の25番から27番までについての農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ報告といたします。

議長（力石堅太郎君）北上委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第24号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

(_____ 委員 着席)

再開 午後2時20分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第25号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）42ページをお願いいたします。議案第25号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は43ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。14番 新屋敷 より子 委員、お願いいたします。

報告委員（新屋敷より子君）それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。7月8日午後、北上班長、小笠原委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転による売買1件です。申請地は農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請番号7番の売買理由は相手方要望です。申請地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。以上、今月申請のあった所有権移転の1件についてはお手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を7月8日付で会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ報告といたします。

議長（力石堅太郎君）新屋敷委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第25号は要請することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第26号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）44ページをお願いいたします。議案第26号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。45ページと46ページです。賃借権は右上の合計が4件17筆3町6反です。期間は20番が2年、21番が10年、22番が5年、23番が10年です。47ページと48ページです。使用貸借は右上の合計が6件15筆2町9反です。期間は、45、47、49、50番が10年、46番が5年、48番が7年です。賃借権の23番と使用貸借の47番が経営転換協力金の対象となります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第26号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第27号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）49ページをお願いいたします。議案第27号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。50ページです。東コミュニティセンターから北に約300メートルの所です。建売分譲4棟を6棟

へ変更するものです。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第27号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第28号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）51ページをお願いいたします。議案第28号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。内容は52ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。4番 小笠原 和男 委員、お願いします。

報告委員（小笠原和男君）それでは第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は今回は2件です。申請番号2番の転用事由は宅地分譲です。申請地に隣接する非農地を併用して、7区画の住宅用地を分譲する計画となっています。申請番号3番は農機具置場の整備です。申請者は自宅敷地とその周辺に農機具を分散して置いており効率が悪いことから、このたび申請地に農機具を集約しようとするものです。場所についてですが、申請番号2番は、理念寺の北東約150メートル先の地点です。3番は中ノ渡集落の集会所の南側です。農地区分につきましては、申請番号2番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。3番は第2種のその他の農地に該当しますが、農業用施設の整備であることから不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）小笠原委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第28号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第29号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）53ページをお願いいたします。議案第29号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。内容は54ページと55ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。4番 小笠原 和男 委員、お願いします。

報告委員（小笠原和男君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は7件です。申請番号14番と15番の転用事由はともに普通住宅の建築です。14番は売買により土地を取得しますが、15番は親から土地の贈与を受けて、それぞれ自己住宅を建てようとするものです。申請番号16番は社用車用の駐車場を整備するものです。現在申請者の会社敷地に一部社用車を置いていますが、そこだけでは不足することから、会社の隣接地を取得して駐車場を拡張しようとするものです。申請番号17番は資材置場及び重機置場の整備です。工事請負に伴い発生する残土や資材、重機等の置場が不足していることから、このたび申請地を選定し、これらの置場にしようとするものです。申請番号の18番と19番は風力発電事業に関わる申請で、事業者は同一人です。18番は風車の設置に伴う機材の運搬用道路及び作業ヤードの設置で、一時転用での申請です。19番は風力発電設備の設置で、こちらは風車を1基設置するための申請です。なお、この事業は十和田市のほか七戸町と青森市にまたがる事業となっています。申請番号20番も風力発電に伴うものですが、こちらは風況観測塔を3基設置しようとするものです。この観測塔は、風車の建設に先立ち、風力や風向きを観測を事前に行うための設備であ

り、こちらも一時転用です。申請地の場所ですが、申請番号14番は三小通りの株式会社ダイキョウから北に約100メートル先の地点です。15番は若葉公園から南に約300メートル先です。16番は十和田パイオニアの工場の南側です。17番は旧青木屋仕出店の北側です。18番と19番は県道青森田代十和田線の田代十文字から七戸方面に約3キロメートル先の地点です。20番は仙ノ沢開拓の奥瀬牧場内及び惣辺牧野内です。次に農地区分についてですが、申請番号14番から16番までは都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号17番は農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。申請番号18番と20番は農振、農用地区域内農地ですが、期間3年以内の一時転用であることから、不許可の例外となります。申請番号19番は第1種農地に該当しますが、公益性が高いと認められる事業であることから、こちらも不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）小笠原委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第29号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第30号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）56ページをお願いいたします。議案第30号、農業者年金加入推進部長の選任について。農業者年金加入推進部長の任期満了に伴い、別紙のとおり農業者年金加入推進部長を選任し、一般社団法人青森県農業会議に推薦したいので承認を求める件です。57ページです。この件は6月の総会後の全員協議会で、任期満了による新たな農業者年金加入推進部長の選出を依頼し、地区毎に互選された方を選任するものです。

議 長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時37分

（各地区で加入推進部長の変更がないことを会長が確認）

再開 午後2時38分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君）農業者年金加入推進部長は前年どおり5名の方に引き続きお願いすることにしたいと思います。これについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第30号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第4回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時39分 —————